

令和4年第2回
利根町議会定例会会議録 第5号

令和4年6月10日 午前10時開議

1. 出席議員

2番	山崎 誠一郎 君	8番	井原 正光 君
3番	片山 啓 君	9番	五十嵐 辰雄 君
4番	大越 勇一 君	10番	若泉 昌寿 君
5番	石井 公一郎 君	11番	船川 京子 君
6番	石山 肖子 君	12番	新井 邦弘 君
7番	花嶋 美清雄 君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	佐々木 喜章 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総 務 課 長	青木 正道 君
政 策 企 画 課 長	布袋 哲朗 君
財 政 課 長	蜂谷 忠義 君
防 災 危 機 管 理 課 長	亀谷 英一 君
税 務 課 長	大越 達也 君
住 民 課 長	松永 重生 君
福 祉 課 長	三好 則男 君
子 育 て 支 援 課 長	花嶋 みゆき 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	狩谷 美弥子 君
生 活 環 境 課 長	飯田 喜紀 君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長	松本 浩睦 君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大越 聖之 君
建 設 課 長	中村 敏明 君
ま ち 未 来 創 造 課 長	清水 敬子 君
会 計 課 長	本谷 幸洋 君
学 校 教 育 課 長	中村 寛之 君

生涯学習課長 桜井保夫君
指導課長 丹晴幸君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会議務局長 宮本正裕
書記 荒井裕二
書記 辰尾尚美

1. 議事日程

議事日程第5号

令和4年6月10日（金曜日）

午前10時開議

- 日程第1 議案第40号 利根町印鑑条例の一部を改正する条例
日程第2 議案第41号 利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
日程第3 議案第42号 利根町議会議員及び利根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第43号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第2号）
日程第5 議案第44号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第6 議案第45号 町道路線の認定及び廃止について
日程第7 議案第46号 利根町監査委員の選任について
日程第8 議員提出議案第1号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書提出の件
日程第9 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

追加日程第1 井原正光議員の議員辞職勧告決議

- 日程第1 議案第40号
日程第2 議案第41号
日程第3 議案第42号
日程第4 議案第43号
日程第5 議案第44号
日程第6 議案第45号

日程第7 議案第46号

日程第8 議員提出議案第1号

日程第9 常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

○議長（新井邦弘君） 諸般の報告を行います。

本日、議員提出議案第1号として追加議案が提出されております。追加議案についてはタブレットに掲載したとおりです。

以上、報告をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 2番山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 動議を提出いたします。

利根町町議会議員井原正光議員に対する議員辞職を勧告いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） ただいま2番山崎議員から、井原正光議員の議員辞職勧告決議の動議を提出されました。

この動議は、所定の賛成者がおりましたので成立いたしました。

井原正光議員の議員辞職勧告決議の動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることについて採決いたします。

お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井邦弘君） 起立多数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時01分休憩

午前10時02分開議

○議長（新井邦弘君） 会議を再開いたします。

○議長（新井邦弘君） 追加日程第1，井原正光議員の議員辞職勧告決議を議題とします。
ここで，地方自治法第117条の規定により，井原正光議員の退場を求めます。

〔8番井原正光君退場〕

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員が退場いたしました。

本案について説明を求めます。

提出者山崎誠一郎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 令和デモクラシーの山崎誠一郎でございます。利根町議会議員井原正光議員に議員辞職を勧告いたします。

提案理由を申し述べさせていただきます。

利根町立小学校3校の統合については，令和3年第1回利根町議会定例会において，利根町議会としての意思決定をしている。

このような中，6月7日の一般質問における井原議員の発言については，別紙のとおり，この別紙なのですが，議員には配付されておりますが，傍聴の方，ライブ中継を御覧の方には配付されておきませんので，後ほど私のほうから口頭で申し述べさせていただきます。

当時の利根町小中学校適正配置等調査検討委員会委員を愚弄しているとも取れる発言，町の分断をあおる，助長するような発言，ぐるや町民をだます等の暴言，教育経験者に対する誹謗中傷など不穏当な発言のみならず，公の場での暴言等については，同じ議員として見過ごすことは到底できません。発言中には，人を傷つけかねない配慮のかけらもない発言もあり，町長まで経験した者の発言とはとても思えない。また，これから一つになろうとする小学校の児童，保護者の思いを考えると，この言動により不安をあおることが懸念され，怒りさえ覚えるものであります。今般のこともさることながら，令和2年9月の議会，さらには令和3年12月の議会において動議として提出された井原正光議員の議員辞職勧告決議を可決しているにもかかわらず，今回のこの言動であります。

議会への姿勢では，議長経験者でありながら，議長の発言に対しても重んじることなく時々罵声するなど，勝手極まりない言動により円滑な議事運営を著しく阻害することもあり，ひいては議会を冒瀆するものであります。この言動と姿勢は，町議会としての信頼を大きく失墜させ，その品位を著しく傷つけるものであり，議員としての資質を疑うものであります。

これらは，住民から厳粛なる付託を受け，町民を第一に考え，町政発展のために全身全霊を注がなければならない議会議員としての立場にある行動ではございません。よって，井原正光議員に対し，自らの発言の不適切さとその責任の重大さを深く認識し，直ちに，自らの意思により町議会議員を辞職することを強く求めるものでございます。

以上，利根町議会として，井原正光議員の議員辞職勧告を決議するものでございます。

そして、先ほど言いました別紙でございますが、議員にはペーパーとして配付している別紙であります。傍聴の皆さんとライブ中継を御覧の皆さんには別紙の内容が分かりませんので、私から申し述べさせていただきます。

内容は、6月7日の井原議員の一般質問の内容であります。ライブ中継に残っていた録画から文字起こししたものでございます。録画を見ていて、議員として、元町長として、元議長としての発言とは到底思えない、同じ町議として恥ずかしい、恥知らずな信じがたい発言内容でありました。

それでは、読み上げます。

まず、利根町小中学校適正配置等調査検討委員会の方々への発言からであります。これは、先日7日の井原議員の一般質問開始から59分54秒からの発言内容であります。

利根町小中学校適正配置等調査検討委員会のメンバーの皆さんに対してであります。

「この方、一体何者なんですか。これは利根町小中学校適正配置等調査検討委員会、岡さん、川村さん、中澤さん、船川さん、大越さん、大竹さん、近藤さん、仲田さん、川村さん、花嶋さん、皆さんそれぞれ教育者、教育行政というのは、大体、岡さんという人は、見ますと、守谷市の教育委員会教育長をやられた方で、当町の校長経験者ですね。これじゃあ皆従っちゃうでしょう。年配者の岡さんがこうしましょう、そうですね、教育行政なんてみんなそうですよね。組織の中では上に逆らわないという、そういう組織が出来上がって、この検討委員会の委員、これ委員そのものが間違っていますよ。また、議員、私どものほうから船川京子さん、元議長さんが出ていますけれども、この方も何も意見も言わず第2回目に賛成したんですね。非常に私には不思議だ。利根町の小中学校の統合が決まっちゃった。これで住民は納得しませんよ。幾ら教育長が頑張っても、これは空回りします。ますます意見が対立するような感じがしてならないんですよ。ですから、町長、教育委員会、検討委員会、これ皆さんぐるですね、ぐる。私から言えば、統合ありきで形式的に議論をして、結論を出して、見せかけで町民をだまして、実は口裏合わせをして統合している、こういうことですね。利根町の聖ある教育行政の中でこのような不正が行われていた。これは、町民に対して、ましてこの保護者に対して、どういうふうに説明するんですか。住民との対話、これを拒否したぐらいでは済まされませんよ。利根町の教育経験者というのは、みんなこんなものなんですかね。いや、これでは本当に驚きました。こういう方が教育界を牛耳っていたと思うと、本当恐ろしくなりますね。この方たちの教え子もたくさんいると思うので、この人たち大変かわいそうですね。人間としての人格形成、果たしてできたんだろうか。善良な人間とは何人もいないのではないか、私大変危惧しております。幾ら子供たちが一生懸命勉強して、将来はよい人間になろうと、一人前の社会人になろうというふうに思って学校に行っても、これでは善良な人間には育たないと思うんです。学校で不正を教えているというような部分なんですよ。このほかにも統合について細かく分析して理論づけられています。統合について、検討委員会で不正があった

ことがこれで証明されたわけなんですけど、もちろんこの陳情書、町長、教育長、全部お読みになったんでしょから、どのように思ったか、というか御意見、考え方、これをお聞きしたい。町長、教育長、お二人の考えをお聞きしたいと思います。」との、まず最初の内容でございました。

これは発言とは言えず、正直、正常な教養も品格を持ち合わせていない、とても町民の皆さんから負託をいただいた議員の発言ではありません。この検討委員会のメンバーの皆さんは、在学中の生徒の保護者やPTAの役員の皆さんや教育界、教育者も入っており、忙しい中を皆さんがいろいろな情報、事例等を皆さんで調べて相談され、議論され、どれが最善の結論になるかを結びつけるために開いておりました。決して、結論ありきで統合問題を検討したのではありません。何の根拠でこのような発言になるのか、到底私には理解できませんでした。

年配者の岡さんの発言には皆さん従っちゃうのでしょう、教育行政なんてみんなそうですよね。上に逆らわない、そういう組織が出来上がって云々と言っております。

井原議員、あなたは偉そうに言っていますが、あなたは組織というものを全く分かっていない。あなたのような狭い世界だけで生きてきた人間はそうなのかもしれませんが、私の知っている世界では、相手がどんな方でも自分の意見を堂々と発言し、そのような人間でないと認められない組織に私はいました。自分の意見、考えを言えない人間は認められない世界なんです。ましてや、子供たちの将来を預かる責任を持っている教育者は、あなたが思っているほど無責任な世界、組織ではありません。子供たちの将来を思って、皆さんは真剣に一生懸命に取り組んでくれたのです。それを何という侮辱的な発言を言えるのでしょうか。

もう一度、問題と思われる主要な部分を言わせていただきます。

この方、一体何者なんですか。大体、岡さんという人は、見ますと、守谷市の教育委員会委員長をやられた方で、当町の校長経験者ですね。これじゃあ皆従っちゃうでしょう。年配者の岡さんにこうしましょう、そうですね、教育行政なんてみんなそうですよ。組織の中では上に逆らわないという、そういう組織が出来上がって、この検討委員会の委員、これ委員そのものが間違っていますよ。

利根町の小中学校の統合、決まっちゃったら、これでは住民が納得しませんよ。幾ら教育界が頑張ってもね、これは空回りします。ますます意見が対立するような感じがしてならないんですよ。

ですから、町長、教育委員会、検討委員会、これ皆さんぐるですね、ぐる。私から言えば、統合ありきで形式的に議論をして、結論を出して、見せかけで町民をだまして、実は口裏合わせをして統合している、こういうことですね。利根町の聖ある教育行政の中でこのような不正が行われていた。利根町の教育経験者というのは、みんなこんなものなんですかね。いや、これでは本当に驚きました。こういう方がこの教育界を牛耳っていたと思

うと、本当に恐ろしくなりますね、この方たちの教え子もたくさんいると思うので、この人たち大変かわいそうですね、人間として的人格形成、果たしてできたんだろうか。善良な人間とは何人もいないのではないかと、私大変危惧しております。幾ら子供たちが一生懸命勉強して、将来はよい人間になろうと、一人前の社会人になろうというふうに思って学校に行っても、これでは善良な人間には育たないと思うんです。学校で不正を教えているというような部分なんです。統合について、検討委員会で不正があったことがこれで証明されたわけなんです。

何をもってこのような発言が出てくるのか、私には全く理解できません。これでは、検討委員会の皆様に対し、犯罪者扱いではありませんか。この方々は、民間の一般町民の方々です。議員でもない、この時点では公務員でもない、町から依頼した統合検討委員会の方々です。その方々に向かって犯罪者扱い、ぐる、とても正気の沙汰とは思えない言動であります。そして、皆さんは誇りを持って教育者として一生を捧げられた方々であります。そして、その教え子の皆さんもばかにしないでもらいたいと思います。

町の中に、井原議員、あなただけでは言われたくないと思っている町民の方は数多くおります。いるんですよ。このユーチューブを御覧になった数多くの町民の方から連絡をいただきました。皆さんあきれておりました。利根町にこのような人間がいると思うと恥ずかしいとまで言っておりました、私も全く同感であります。また、井原議員は、あなたが侮辱した検討委員会の方から、当時の検討委員会の話を聞いたことがあるんでしょうか。まさか誰にも話も聞かないで、統合反対派の言ってきた内容だけで、自分の憶測だけで一般質問で発言しているのではないのでしょうか。

それともう一つ付け加えますが、井原議員が町長のときに、東文間小学校と文間小学校の統合、布川小学校と太子堂小学校の統合、利根中学校と新館中学校の統合の際に、アンケート調査をこれもたった1回しかやらず、あまりに心配した教育委員会などが説明会をやらなくていいんですか、検討委員会をつくらなくていいんですか等の意見に対し、そんなのは必要ない、俺の言うことを聞いていけばいいんだとどなりつけ、強引に学校統合を進めた張本人が、今回の統合に対して、手続が甘い、町民の声が反映されていない等々、同じ人間の言動とは到底思えませんが、本当に井原議員、大丈夫なんですか、あなたと思わざるを得ません。

さらに、看過できない重要な発言を紹介いたします。これも同じく7日の井原議員の一般質問の40分45秒後からの時間に出てくる軍隊発言を紹介いたします。

井原議員の発言ですが、行政側では、統合準備委員会だよりを発行して、統合に向けて進捗状況を強くアピールしております。このチラシの中に校歌が発表されておまして、音符というか、いろいろ踊っている絵がありますが、これを見て、私古い人間なんであれなんですけれども、戦時中に軍隊の戦況を鼓舞する行進曲が載っているように感じます。何でもかんでも統合するんだという、その高揚していることが、この歌で感じ取ることが

できましたと言っております。

何という暴言でしょうか、何と恐ろしい言動でしょうか。新しい学校の校歌を検討し、決定したことを楽しく思ってもらうように、校歌は音楽ですから音符と一緒に発表したものを、戦時中の軍隊の戦況を鼓舞する行進曲が載っているような感じ、何という表現なのでしょう。音符のマークを戦争に結びつける感覚が、私には理解できません。

ロシアのウクライナ侵攻で世界中が戦争という苦悩の中にいるにもかかわらず、このような戦争を持ち出す神経、言動になるということに、私はあきれ返るばかりであります。音符で子供たちをだますというのでしょうか、私には到底理解できません。この発言がこれから国内に知れ渡れば、良識ある教育界をはじめ、いろいろな関係者並びに関係機関などは大問題と捉えると思います。再度申し上げます。井原議員、あなた本当に大丈夫ですかと私は言わざるを得ません。

16年ほど前に、井原議員、あなたが町長として手続を踏まずに強引に行った統合により廃校となった東文間小学校跡地は、何の準備対策を行わなかったことにより、現在は悲惨な姿となっております。試算では、修繕だと3億円、解体だと1億円となっているようであります。現執行部は、廃校となる小学校の跡地をどのように活用するか利活用検討委員会を立ち上げ、メンバーである有識者の皆様と一緒に検討をされております。廃校となった地域にも有効に活用できるよう真剣に検討されていると聞いております。

また、町長、教育長、執行部は、今回陳情がありました羽根野台地区を中心とした方々が署名された1,600名ほどの皆様にも敬意を表し、一生懸命に対応されることとっております。町長は、日頃から、とにかく子供たちの教育がかかる学校統合問題で町を分断することは絶対に避けなければならないと言っております。我々議員も、町を決して分断することにならないよう知恵を出し合い、どのようにすれば最善なのかを検討するのが、我々議員ではないのでしょうか。

しかし、井原議員は、それを逆にあおり、けしかけ、混乱を助長しているようにしか見えません。町を混乱させたいだけなのでしょう。議員として最も大切な子供たちの教育問題を悪用することは絶対に許されません。

私はこのような言動を行った井原議員に辞職勧告を提出しますが、6月7日の井原議員の一般質問や、この辞職勧告を聞いた町民の皆さんに、ほかの我々議員も井原議員と同じだと思われ軽蔑されることは、屈辱であります。岡先生をはじめ多くの統合委員会の皆様も、本当に憤慨されておりました。

井原議員は一刻も早く辞職し、井原議員のいないまともな議会を我々議員は取り戻したいことを願い、井原議員への辞職勧告とします。

これから採決になりますが、誰が賛成するか、誰が反対するか、町民の皆様はしっかりと把握されることを希望いたします。町民の皆様におかれましては、6月7日の井原議員の質問を録画でも見られますので、ぜひ御覧になっていただきたいと思います。真実が分

かります。一生懸命に取り組まれた検討委員会の皆様をはじめとする関係者の方々を侮辱し、犯罪者扱いにしているとんでもない内容であります。このような議員が利根町には存在し、公の場で暴言等の言動を繰り返し、反省もせず、何と全国的にも珍しい3回目の辞職勧告を出されたことに皆さんは納得されると私は思っております。

以上で井原議員に対する私の辞職勧告の提案を終わります。以上であります。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

ここで井原正光議員から本件についての弁明をしたいとの申出があります。

お諮りいたします。

これを許すことに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

この井原議員の弁明の申出に賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（新井邦弘君） 起立少数です。したがって、井原議員の弁明の申出に同意することは否決されました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

大越議員。

〔4番大越勇一君登壇〕

○4番（大越勇一君） 井原正光議員の辞職勧告決議に賛成いたします。

井原議員は、令和4年6月7日、自身の一般質問の中で、民間人である元教育者の個人名を出し、経歴までも公表しました。これは個人情報漏えいであり、守秘義務違反であります。また、元教育者の教え子、不特定多数の方々の人格を否定するような発言もしました。発言が自由であるからといって、どんな内容の発言も許されるものではありません。

井原議員は、よくコンプライアンス、コンプライアンスと何かの一つ覚えのように発言を繰り返していました。ほかの人の人格を云々と言う前に、自分の人格について深く考えるべきです。

議会会議規則第102条、議員は議会の品位を重んじなければならない。さらに、地方自治法第132条、議員は無礼な言葉を使用し、また他人の私生活にわたって発言してはならないと規定されておりますが、井原議員は、まさにこれらに違反した言動を取っております。

以上のことから、井原正光議員の辞職勧告決議に賛成いたします。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

石井議員。

〔5番石井公一郎君登壇〕

○5番（石井公一郎君） 今、井原議員の一般質問の件でありましたけれども、それはあくまでも井原議員の考え方であって、その質疑の中でそのようなことが、もし、議長なり何なり、それはそこでまずいんだとかそのような話があってもよかったのかなというように思うんですけれども、今弁明をしたいということを本人にさせることが、私は必要だと思います。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

若泉議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど、山崎議員のほうから提案理由として事細かく説明がありました。傍聴の皆さんも聞いていただいておりますので、7日の井原議員のお話は分かったと思います。本来は私、井原議員の7日の発言した言葉、もう一度読み上げようと思ったんです。ですが、山崎議員が詳しく読み上げてくれましたので、皆さんも頭の中に入っていると思いますので、それは読み上げません。

しかし、井原議員は、本当にこれで3回目ですよ、辞職勧告。全くひどいですよ。

それで井原議員、町長もやりましたから、今、皆さんも御存じでしょうが、東文間小学校、廃校になりました。私の母校です。ましてや井原議員の母校でもございます。その母校が文間小学校と統合されて、廃校になりました。それはそのときの事情がありますから仕方がないといえば仕方がありませんが、しかし、そのときの統合する場合、東文間小学校と文間小学校の統合する場合、今、統合決まりまして、令和5年から利根小学校という名で開校の準備をやっております。それで現在、それに対して署名を集めて統合は嫌だよと、そう言っている父兄の方もおりますが、これは町といたしましては、正式に順序をつけて、それでさんざん会議をやって、我々議会にも常に報告があり、それで我々議会も納得をした上で、それで議会も賛成したわけです。ですから、あとは町としては、令和5年に向けて統合する、開校する準備をしなければいけないんです。今現在それをやっているんですよ。

ですから、今現在はまだ布川小学校と言われていますが、今度はバスで子供たちを学校まで連れてくるというか、そういうバス通学ですね。そのためには、バスの駐車場を確保する、そういうこととか、またバリアフリーのことを考えてエレベーターもつけることになっているわけです。そのように着々と今の布川小学校、行く行くは利根小学校となりますが、そのように準備しているんですよ。ですから、町民の方も町のやっていることをよく聞けば納得するのは当たり前なんですよ。

万が一このまま文小学校と文間小学校が統合しなかった場合、先行きはどうなるのか。2年後になったら、はっきり言って複式学級、皆さん複式学級というのは知っていると思いますが、1年生と2年生が1クラスになる、そのようになってしまうんですよ。子供さんの数が少ないわけですよ。1年生、2年生を合わせたって、20人なんていないんです。そのような中で勉強しなければいけない。ということは、子供さんたちどうなりますか、やる気出ますか。ですから、町は先のことも考えて、複式学級とかそうなる前にある程度の人数を確保して、お互いに切磋琢磨して、それで勉強、運動できるような、そのような学校を目指して今、利根小学校というものを準備しているんですよ。

それに対して、一部の住民の方が署名活動、確かにやっております。それに賛同して、特に井原議員、また先ほど賛成しなかったお2人の議員もそういう考えで結局いるわけです。ですから、我々はあくまでも、これからの小学生の子供たちを考えてやっていかなければいけない。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員に申し上げます。討論は、今回、議題となっている事件に対して自己の賛成または反対の意見を表明することなので、統合問題に関してはちょっと違うほうの観点、よろしくをお願いします。

○10番（若泉昌寿君） 分かりました。今、議長から注意を受けましたので、そういう話はやめるといたしまして、ともかく7日の井原議員の言動は、私にはもう一度頭の中で読み返しても、とてもじゃないが納得できない。なぜこのようなことを言うのか、私には納得できませんので、今回は絶対に私は賛成します。

以上、終わります。

○議長（新井邦弘君） 石井議員に一言申し上げます。先ほど討論の中で、弁明についてさせたほうがいいんじゃないかというような発言がありますけれども、先ほど、皆さんの少数で弁明のほうはさせないということに可決になりましたので、その点、御了承ください。

次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

五十嵐議員。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

○9番（五十嵐辰雄君） 私は、賛成の立場で討論いたします。

ただいま山崎議員がユーチューブで録画を文字起こししてくれましたので、質問内容はよく分かりました。ここで、私も脳裏にこの議事録を焼きつけるように、もう一度、要点だけ申し上げます。

6月7日の井原正光議員の一般質問、この内容でございますが、全くひどいですね。利根町小中学校適正配置等調査検討委員会委員の何人かの個人の名前、これを出しまして、これは良心、憲法に保障する良心ですよ。良心とは、打算的行為や不誠実な念などを退け、

自分が正しいと信ずるところに従って行動する気持ちです。井原議員の発言内容を自分勝手に類推しています。類推、これは難しい字でございますが、よくこの意味の語源は非常に奥深いものでございます。私は井原議員のすぐ近くにいました、議場に。十分に発言内容の意味を感じ取ることができました。

小中学校適正配置等調査検討委員会委員各位におかれましては、研さんを積んで、勉強して、全部皆さんは全てが有識者でございます。その立場で、検討委員会の会議に臨んだものと確信しております。山崎議員のその趣旨説明の中に、ダブリますけれども、あまりひどいから、もう一度繰り返して申します。

この方、一体何者ですか。これは利根町小中学校適正配置等調査検討委員会、岡さん、川村さん、中澤さん、船川さん、大越さん、大竹さん、近藤さん、仲田さん、川村さん、花嶋さん。大体の方のことは分かっています、どういう方か。皆さんはそれぞれ教育行政に精通して、本当に素晴らしい人格を持っております。

そこで、大体、岡さんという人は、見ますと、守谷市の教育委員会教育長をやられた方で、当町の校長経験者であります。これじゃあ皆さん従っちゃうしかないでしょう。中間略しますけれども、そして中段ですが、町長、教育委員会、検討委員会、これ皆さんぐるぐるですよ。私から言えば、統合ありき、形式的に議論して、結論を出して、見せかけで町民をだます。町民をだますというのは、議員としての言動はこれはもう削除できませんよ。常に井原議員は、この良心が、だますという言葉が胸に刻み込んでいると思うのです。実は、口裏合わせして統合した結果、今の統合は不正があると、井原議員は不正があったと、そういうふうにいるのでしょね。まだまだたくさんありますけれども、時間の関係で申し上げますが、小中学校適正配置等調査検討委員会の果たすべき役割を抹殺するような発言でございます。

冒頭、一体何者なんですかという発言は、基本的人権を侵害する言動に値します。特に委員長職にある岡さんについては、人格を否定するような発言に捉えられます。換言すれば、発言者の人格の欠如であると疑えられます。到底看過できない事態に直面しております。

井原正光議員の言動は、検討委員会委員の人権を無視した公開の原則である議場において、傍若無人なる言動で到底許すことはできません。しかるに、利根町議会の歴史に汚点を残すこととなります。山崎議員の提案どおり、辞職勧告に賛成いたします。即刻賛成を希望いたします。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

石山議員。

〔6番石山肖子君登壇〕

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子です。賛成いたします三つの理由を申し述べます。

井原議員の一般質問での発言の内容について、まず1番目に、教育行政についての発言、先ほどの配付されました動画の内容の文字起こしについて書かれております、不正が行われていたと断言したこと。

2番目、教育経験者に対する発言、教育行政なんてみんなそうですよねと言ったくだり、これは教育経験者という一くくりで批判していることになります。教職を退かれた方でも一町民としてボランティア活動などを行っておられる方がたくさんいらっしゃいます。批判することは許されません。

3番目に、特定の方に対する人格についての批判、人として、市民として、議員としてはなおさら許されません。教育にまつわる当町の教育行政の行方、これは一般質問でも議論に上げさせていただきました。部活の地域移行など、町民が全員が教育者となって、町の教育を担っていくわけです。町総がかりで振興させていくところです。

私たち町民誰もが学校、地域、教育に関わるアクターとして役割をそれぞれが担っている、そしてこれからも担っていくのです。教育経験者を批判することも許されませんし、人格についての批判を行う、これは、これからの教育行政の中で、子供たちに自らが謙虚に人としての尊厳を、自分も子供も皆リスペクトしているよと、みんなでリスペクトし合おう、そういう関係性を築こうとしている教育行政の町の在り方であります。

以上の三つの理由で、私はこの議案に賛成いたします。以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから、井原正光議員の議員辞職勧告決議を採決いたします。

この採決は採決システムによって行います。

採決システムを起動します。

本案は原案のとおり決定することについてお手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、井原正光議員の議員辞職勧告決議は可決されました。

ここで、井原正光議員の入場を求めます。

〔8番井原正光君入場〕

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員が入場いたしました。

暫時休憩いたします。再開を11時5分とします。

午前10時51分休憩

午前11時05分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議事日程に入ります。

なお、質疑は議題となっている事件について疑義をたずために行うものです。よって、会議規則第54条の規定により、議題外にわたる発言や議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、同条第3項に、質疑は自己の意見を述べることができないと規定されておりますので、これらのルールを遵守するよう申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 日程第1，議案第40号 利根町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告は1名です。

質疑を行います。

8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、議案第40号 利根町印鑑条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

今回、改正されて、個人番号を添えることで印鑑証明の交付が受けられるようになりました。これは大変いいことだと思っておりますが、では、カードを持っていない人の対応、これどうするのか、これが一つの問題点だと思うんです。そういうことでお聞きしたいと思います。また、カードを普及させることによって、要するに印鑑証明とかの発行業務が非常に簡素化されるんです。そういうことによって、今、手数料300円取っておりますが、この引下げはあるのかどうなのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

松永住民課長。

○住民課長（松永重生君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

今回、個人番号カードを持っていない人に関しましては、今までどおり印鑑登録証を添えていただくようになります。また、個人番号カードを持っていない方につきましては、個人番号カード作成の啓発を図ってまいりたいと思います。現在、国のほうでは、マイナポイントというポイントをつけて、個人番号カードを作っただくよう啓発をしておるところでございます。

また、発行業務が簡素化されたことによって手数料の引下げはないのかという御質疑でございますけれども、業務的には印鑑登録証に発行年月日、交付枚数の記入がなくなっただけで、個人番号カードだけですと、一度印鑑登録番号を確認してから、再度発行手续をするような形になりますので、窓口での手数料の引下げは考えておりません。逆に、コンビニエンスストアで取得していただきますと、窓口よりも1通100円安く取得できるというメリットもございます。ですので、ぜひとも個人番号カードを作成していただくよう啓

発を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 持っている人はいいんですけれども、持っていない人の利便性を図るために、カードの普及、いろいろポイントなんかも国のほうでつけてやっているようなので、ぜひとも、このDX推進の関係からも進められるようお願いしたいと思います。

それでもう一つは、これはコンビニエンスストア等では既にカードによる印鑑証明等を受けられていたんですが、なぜ本庁の窓口が遅れたのかそれについて、なぜ遅れたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 松永住民課長。

○住民課長（松永重生君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

最初に、住民の方から、コンビニエンスストアでは個人番号カードのみで印鑑登録証が取得できるのに何で役場等の窓口ではできないかということの御意見がありまして、検討いたしました。その結果、町民の利便性を図るためにも個人番号カードのみで印鑑登録証の交付ができるよう今回提案したわけですけれども、他市町村においても窓口において個人番号カードのみでの交付というのはやっているところが少ないところもありまして、機械も置いてあるところもあるんですけれども、利根町におきましても窓口にも自動交付機を設置してはどの検討をいたしましたけれども、機械代、管理費、導入費用等を検討した結果、導入せずに条例を一部改正して交付しようということで、今回、改正の提案をさせていただきました。

全部の市町村が窓口で個人番号カードだけで交付するというのはやっておりませんので、一部の市町村のみということで、それに先立って利根町も個人番号カードによっても印鑑登録証と同じような扱いをしようということで検討させて、今回提案させていただきました。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第40号 利根町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第2，議案第41号 利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第41号 利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第3，議案第42号 利根町議会議員及び利根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑通告はありませんので討論を行います。

討論はありますか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第42号 利根町議会議員及び利根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第4，議案第43号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

質疑通告は4名です。通告順に質疑を行います。

9番五十嵐辰雄議員。

○9番（五十嵐辰雄君） 款9教育費，項1教育総務費，目4教育研究指導費ですが，説

明によりますと、地域運動部活動推進事業として180万1,000円、これは休日の部活動の段階的な地域移行というわけですが、実践研究の実施について説明をお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 五十嵐辰雄議員の質疑に対する答弁を求めます。

丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） それでは、五十嵐議員の質疑にお答えいたします。

10ページと11ページをお開き願います。

款9教育費、項1教育総務費、目4教育研究指導費、地域運動部活動推進事業180万1,000円、こちらの休日の部活動の段階的な地域移行、そして実践研究の実施につきましては、生徒にとって望ましい持続可能なスポーツ環境の実現を図るため、また、教員の働き方改革の実現を図るため、休日の部活動について段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動へと移行させていくことを目的としています。

本事業につきましては、各種報道にもありますように、令和7年度までに完成を目指すものでありますが、今年度、利根町は県の委託金を受けてモデルケースとしての実践研究を進めながら、先行的に運動部活動の地域移行を進めてまいろうと考えております。

○議長（新井邦弘君） 次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、質疑をいたします。

9ページの臨時特別給付金支給事業費補助金返還金、返還金が出たのはどういう理由で返還金が出たのか、その辺、御説明ください。

それからもう一つは、10ページの母子保健衛生費の返還、これも返還金が出ております。事業費が縮小されたのか、実際事業をやらなかったのか、その辺も含めてお答えをいただきたいと思います。

それから、同じページの学校安全総合支援事業と、今も質疑があったかと思うんですが、地域運動部活動推進事業、これだけでちょっと分からないかと思うので、学校安全総合支援事業、これもモデル地区となったからということなんですけれども、ただモデル地区となって実施するのは、町のお金じゃないですからそれは大変結構なんですけど、果たしてその成果というか、それは継続されなければならないと思うのです。そういうことがされるのか、されないのかも含めてお答えください。

それから、地域運動部活動推進事業、昨日の質問なんかでは8部活動あるというようなお話だったんですが、生徒の意欲というか、運動に対する意欲となると、そのほかでもいろいろな運動したいという生徒が出てくると思うんですね。そういった場合の対応とか、それから、また当町にはウェルネス大学ありますから、その指導関係は確保できると思うんですけども、これもまた補助金が止まったらやめてしまうのかどうなのか、やめてしまっただけは全然何もならないんで、やっぱりそういうモデルや何かあった場合に、指定された場合は、それを継続されることによって向上させていくということが一番いいことなので、

そういうことをやるのか、やらないのか、財政上の問題で要求したら否決されたという、そういう理由じゃなくて、教育委員会としては続けていきますよというのかどうなのか、その辺お答えいただきたいと思います。

それから、11ページの保健体育事業、利根町スポーツ大会出場奨励金、今度、これ要綱をつくって、要するに奨励するというか、補助するというか、いろいろどういう内容だか分かりませんが、今回、ゲートボール大会について1人2万円の奨励を出すよと、補助金でしょうね、旅費相当分かもしれませんけれども、出すよということなんですけれども、そのほかいろいろなスポーツ、利根町で催されていますよね。それらスポーツに対しても、この要綱が該当するのかなのか。

今回、茨城県ねんりんピックか何かの関係でこれをやられると思うんだけど、この茨城のねんりんピックじゃなくて全国でねんりんピックというのは行われているので、例えば全国大会や何か出場する場合もこの要綱は適用されるようになっているのかなのか、その辺も含めてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それでは、井原議員の御質疑にお答えをいたします。

9ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節22償還金利子及び割引料の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業補助金返還金、こちらでございまして、令和3年度の事業費等が確定したため、概算払いとして国からいただいておりますが、令和3年度分の補助金から実績額を差し引き返還するものでございます。

詳細を申し上げますと、概算払いされました補助金額は、事業費及び事務費として1億6,087万5,000円を請求し交付されておりましたが、令和3年度の実績額が1億4,640万2,224円と確定しましたので、差引き返還金として1,447万2,776円が生じたものでございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、一般会計補正予算書10ページをお開きください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節22償還金利子及び割引料で、母子保健事業の過年度母子保健衛生費国庫負担金返還金50万9,000円について御説明させていただきます。

これは、令和2年度分の国庫負担金の額が確定したことによるものでございます。母子保健衛生費国庫補助金の対象は、産後ケア事業と産婦健康診査事業で、補助率は2分の1です。返還金の内訳でございますが、産婦健康診査事業が1万9,000円、産後ケア事業が

49万円でございます。こちらは、この二つの事業の中止もしくは縮小によるものではございません。利用者数の実績により、補助の金額が変わったものでございます。産婦健康診査はほぼ予定どおりの受診者でありましたが、産後ケア事業は利用者がいなかったことによる返還額でございます。

なお、産後ケア事業は母子保健法に位置づけられており、御家族等から十分な育児などの援助が受けられない出産後1年を経過しない産婦及び乳児のうち、心身の不調または育児不安がある方、支援が必要な方を対象に、医療機関で日帰りや宿泊により助産師等から乳児指導や支援が受けられるサービスでございます。保健福祉センターでは、母子健康手帳の交付、赤ちゃん訪問、乳児健診や相談などで事業の御案内をしておりますが、令和2年度の利用者はおりませんでした。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） それでは、井原議員の御質疑にお答えいたします。

同じく10ページをお開き願います。

款9教育費、項1教育総務費、目4教育研究指導費、学校安全総合支援事業96万5,000円、地域運動部活動推進事業180万1,000円を上げさせていただいております。

まず、学校安全総合支援事業につきまして、こちらのほうは、茨城県学校安全総合支援事業委託要綱に基づき、利根町がモデル地域となって県からの委託金を受けて安全推進体制の普及拡充を図るものでございます。具体的には、各学校が作成する危機管理マニュアルの改定や児童生徒が交通安全への意識を高めるための公開授業及び交通安全教室の開催、さらに学校安全に対する資質向上のための教職員研修を実施するための事業費となっております。

小学校の統合を控えた今、登下校にバスを利用する児童の安全を確保することは、我々の責務と考えております。また、中学校生徒においても、自転車通学をする生徒たちが痛ましい交通事故に遭わないようにするために、学校安全教育の充実を図る観点から、町内小中学校と地域や保護者と連携しながら本事業に取り組んでまいります。

質疑のあった成果についてなんですけれども、これにつきましては、1月に茨城県の代表という形で全国に向けて発表会が開催される予定になっておりますので、そちらのほうで成果報告をしていきたいと思っております。さらに、こちらの研究成果なんですけれども、来年度以降は予算がつかないということになります。子供たちの安全を守るために、各学校で今年度研究した安全教育を継続して実施していくようにするために、教職員の資質向上を図ってまいりますのでございます。

もう一つ、地域運動部活動推進事業につきましての御質疑ですけれども、中学生がいろいろなスポーツに取り組みたいという気持ち、こちらのほうは大変重要と考えておまして、尊重していきたいというふうを考えております。まだ確定している内容ではございま

せんが、他市町村の事例等を見ると、平日は中学校の部活動に所属するものの、土日の地域スポーツ活動については種目の違うスポーツを経験するなどという形で実施されている市町村もありますので、そういった事例も参考にしながら、今後検討していきたいと考えています。

また、二つ目にありましたこちらの事業の継続ですけれども、国の方針の中で令和7年度までの完成を目指すということになっております。当然ですが、毎年毎年改善を加えながら、利根町らしい、この利根町のよさを生かした地域運動部活動になっていくように継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 桜井生涯学習課長。

○生涯学習課長（桜井保夫君） それではお答えいたします。

11ページをお願いいたします。

款9教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費の利根町スポーツ大会出場奨励金につきましては、利根町のスポーツ振興及び生涯スポーツの振興、競技意欲の向上を図るため、予選や選考会を経て利根町を代表して全国規模の大会に出場する団体及び個人が該当するものでございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 今、説明をいただきました。大体分かったんですが、母子保健衛生については、あくまで産後ケアに関するもので、そのほかの、要するに健診等については関係ないです。これでいいです。だから、産後でもって結構です。

それから、学校安全総合支援事業、これは今回、利根町は統合に向かって進めているので、いろいろな安全対策というのは、これまでと違った形で指導しなきゃならないというふうに思うんですが、その辺については今考えていることがありましたら、ひとつ教えてください。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） こちらのほうは、7月に県のほうから事業説明を受けて、その場でいろいろなことがはっきりしていくんですが、利根町としては、バス通学を利用する児童数が増えるというところは非常に重要な課題だと思っておりますので、学校に子供たちが着いたときにバスを降りる際の危険性であるとか、学校から地域に子供たちが帰った後、バスを降りた後のバスの利用方法であるとか、そういったところは今年度重点的に統合に向けた対策として、交通安全教育を実施していきたいと考えています。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 今、丹課長から話があったんですが、そのほかにも、スクールバスがかなりの台数が入ってきますので、当然大きな車、内輪差なども心配されます。それから、町内50か所近くの停留所、そういったところの停留所周辺の安全、そういった

こともこの事業を生かして、子供の安全を考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、5番石井公一郎議員。

○5番（石井公一郎君） それでは、歳入で7ページの児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金で20万円、保育対策総合支援事業費補助金で90万円、款15の節4児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金で20万円、保育対策総合支援事業費補助金で137万2,000円、それで、款15、節1の教育総務費委託金、これは県のモデル事業で276万2,000円、学校安全総合支援事業費委託金96万3,000円、地域運動部活動推進事業費委託金179万9,000円ですが、これは歳出との絡みもありますので答えは一遍に答弁してください。

それで、歳出で9ページの款3負補交で445万8,000円、保育所等補助金事業415万8,000円、病児保育事業で30万円、説明では保育所4か所の新型コロナウイルス感染症拡大防止のためと、時間外に消毒してトイレ等の改修もあるというようなことの説明がありました。

10ページの款9、節7から12委託料まで276万6,000円、これは先ほど言いましたように、県のモデル事業で学校安全推進、交通安全、先生方の働き方改革、部活動等、これには指導者の確保については、地域のスポーツクラブ等、あるいは企業、大学等の連携なども必要なかなと思うんですけれども、その辺の説明、それと部活動のガイドラインについて、どのようなガイドラインがあるのか、それに今年度は県のモデル事業でできるんですが、それはそれでいいんですが、令和5年度、翌年度、どのようにこれを続けていくのか、どのように対応するのか、先ほども質疑があったと思うんですけれども、その辺について御説明をお願いします。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、石井議員の御質疑にお答えいたします。

7ページをお開き願います。

歳入歳出、続けて御説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金110万円の増額で、そのうち子ども・子育て支援交付金の20万円の増額ですが、これは子ども・子育て支援交付金の対象事業である地域子育て支援拠点事業と病児保育事業に対する新型コロナウイルス感染症対策のための補助金で、文間保育園内で実施しているとね子育て支援センター及びもえぎ野わかば保育園病児保育室におきまして、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくため、職員が消毒、清掃等を行った場合の手当や消毒液など感染防止のための物品購入等の経費について、1事業につき30万円の補助で2事業で60万円となります。負担割合は、国3分の1、県3分の1、町3分の1となりますので、国補助分の20万円の計上となります。

次の保育対策総合支援事業費補助金の90万円の増額ですが、これは保育所及び幼保連携

型認定こども園に対して、先ほどの子ども・子育て支援交付金と同様に新型コロナウイルス感染症対策のための補助金で、職員が消毒、清掃を行った場合の手当や感染防止のための物品購入等の経費についての補助金です。補助基準額が園の定員数により異なりまして、定員60人以上の布川保育園、文間保育園、東文間保育園は各50万円、定員19人以下のもえぎ野わかば保育園は30万円を補助するもので、合計180万円となります。負担割合は、国が2分の1、町が2分の1で、国補助分の90万円の計上となります。

次に、その下の欄になります。

款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節4児童福祉費補助金157万2,000円の増額のうち子ども・子育て支援交付金の20万円ですが、これは先ほどの国庫補助金で御説明いたしました県費の補助分で、国と同じく3分の1の補助で20万円の計上となります。

次の保育対策総合支援事業費補助金、保育環境改善等事業分の137万2,000円の増額ですが、これは保育所及び幼保連携型認定こども園に対して新型コロナウイルス感染症対策のための施設改修等に必要な経費を補助するもので、二つの園から希望がありまして、布川保育園の手洗い場の自動水洗工事と東文間保育園のトイレの改修工事を実施するための補助となります。補助基準額は1事業当たり102万9,000円で、2事業で205万8,000円となり、補助率は県が3分の2、町が3分の1となりますので、137万2,000円の計上となります。

歳出でございますが、9ページをお開き願います。

款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、節18負担金補助及び交付金で445万8,000円を増額するもので、保育所等補助金事業415万8,000円のうち保育対策総合支援事業費補助金、保育環境改善事業の180万円は、歳入で御説明しましたが、保育所及び幼保連携型認定こども園に対して新型コロナウイルス感染症対策で職員が消毒、清掃等を行った場合の手当や感染防止のための物品購入等の経費についての補助金です。補助基準により定員60名以上の布川保育園、文間保育園、東文間保育園は各50万円。定員19人以下のもえぎ野わかば保育園は30万円を補助するもので、合計180万円の計上でございます。

次の新型コロナウイルス感染症拡大防止事業費補助金は、文間保育園内のとね子育て支援センターにおいて実施しております地域子育て支援事業に対する補助金で、先ほどと同様に、職員が消毒、清掃等を行った場合の手当や感染防止のための物品の購入等の経費についての補助金で、基準額の30万円の計上となります。

次の保育対策総合支援事業費補助金、保育環境改善等事業改修整備の205万8,000円の増額ですが、こちらも歳入で御説明したとおり、保育所及び幼保連携型認定こども園に対して新型コロナウイルス感染症対策のための施設改修等に必要な経費を補助するもので、布川保育園の手洗い場の自動水洗工事と東文間保育園のトイレの改修工事を実施するための補助金で、補助基準額は1事業当たり102万9,000円で、2事業分の205万8,000円の計上となります。

続きまして、病児保育事業の30万円の増額ですが、こちらも、もえぎ野わかば保育園病児保育室で実施しております病児保育事業に対する新型コロナウイルス感染症対策のための補助金で、職員が消毒、清掃等を行った場合の手当や感染防止のための物品の購入等の経費について、補助金として基準額の30万円の計上です。コロナ対策関連の補助金につきましては、各園からは、まだ安心な状況ではなくて、今年度においても必要な物品等を購入し、感染防止対策を続けていきたいとのことでした。町といたしましても、引き続き保育所等が感染対策を徹底していただくことにより、感染症に対する強い体制を整え、安心して事業を継続できるよう各補助金を最大限に有効活用していただく予定です。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） それでは、石井議員の御質疑にお答えいたします。

7ページをお開き願います。

款15県支出金，項3県委託金，目3教育費県委託金，節1教育総務費委託金，県のモデル事業としまして276万2,000円を委託金として上げさせていただいております。これにつきましては、石井議員のおっしゃられるとおり、歳出との関わりがありますので、歳出の部分を使いながら御説明をさせていただきたいと思っております。

10ページのほうをお開き願います。

款9教育費，項1教育総務費，目4教育研究指導費，節7報償費から節12の委託料まで，学校安全総合支援事業として96万5,000円，地域運動部活動推進事業として180万1,000円，全て県からの委託金として上げさせていただいております。

まず一つ目の学校安全総合支援事業，こちらにつきましてはの説明をさせていただきます。主なものをお答えさせていただきます。

まず，アドバイザー謝金9万1,000円につきましては，茨城県から派遣される本事業を統括するアドバイザーに対し発生する謝金です。全部で7回，利根町にお越しいたいただき，事業計画のための会議や交通安全教室，教職員対象研修会などで助言をいただいたり，御講演をいただいたりするための謝金となっております。現在のところ，アドバイザーにつきましては，大学教授を派遣していただくような形で計画をさせていただいております。

次に，消耗品費14万3,000円について御説明をいたします。こちらについては，交通安全啓発活動用に横断幕やのぼり旗を作成，購入するための費用となっております。

次に，交通安全スタント業務委託料64万1,000円につきましては，交通安全の重要性を印象づけるために，スタントマンがバス利用の際の危険な場面や自動車事故の怖さなどを児童生徒に実際に見せる，スケアードストレート交通安全教室というそうなんです，そういった交通安全教室を開催するための費用となっております。

次に，地域運動部活動推進事業のほうについて説明させていただきます。

まず，報償費の指導者謝金として上げさせていただいている121万5,000円につきまして

は、10名の指導者を想定しており、1時間当たり1,500円の謝金で依頼することを想定しております。活動日と活動時間なんですが、1週間の中で土曜日または日曜日のいずれか1日のみ、そして1日当たりの指導時間の上限を3時間として、これを27週にわたって実施することを想定しての計上となっております。また、役務費35万2,000円につきましては、指導者10名に掛ける指導者傷害保険料、こちらは1名当たり1,850円となっているんですが、これとともに中学校生徒230名に掛ける傷害保険料、こちらは生徒1名当たり1,450円で算出をしております、35万2,000円を計上させていただいております。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、説明を受けたんですけれども、部活動のガイドラインはどのようなガイドラインになっているのか。それと今、県の事業で今年度はそれでいいんですよ、県のお金丸々ですから。それが今後、翌年度においてどのように継続していくのか、その辺が一番大事だと思うんです。その辺説明してください。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） それでは、最後の部分で御説明しようと思ったんですが、その部分お答えさせていただきます。

まず、利根中学校の部活動のガイドラインについての御質疑ですが、利根中学校では利根中学校運動部活動運営方針というものが策定されておまして、国や県、こうした方針に基づく利根中学校独自の運営方針をつくらせていただいております。内容としては、例えば平日の水曜日は休養日とすること、それから土日においては、どちらかいずれか1日を休養日とすること、さらには定期テスト前の一定期間に関しては休養日とすること等の生徒負担がないような形の方針が定められております。また、休養日だけではなく、平日それから休日の部活動の活動時間等についても明記されておまして、生徒の負担が過重にならないような方針となっております。

続きまして、御質疑にありました、地域運動部活動を推進するに当たっての指導者についてなんですけれども、今年度に関しましては、一般質問の中でもお話させていただいたように、ウェルネススポーツ大学の御協力をいただきながら学生指導者として派遣をしていただくような形を考えています。また、今後、途切れなく継続してこの事業が進んでいくためには、地域の中の指導者も当然入っていただきたいという願いがございますので、併せて広く地域の方々に本事業について周知を図り、地域の方々にこの事業に参加してもらえるように要望していきたいというふうに思っております。ですので、今年度、この研究のための予算が県のほうから委託金という形で頂いて進められるというのは、利根町にとっては最大のメリットなのかなというふうに思っています。他市町村のほうでは予算化されていない中、この事業を進めなければならない状況が起きていますので、今年度の研究実績を基にしながら来年度のことを考えております。

他市町村の事例を基にして来年度以降のことを考えますと、当然、町の中からの予算を

使いながら保護者の負担を軽減していくということをまず第一に考えながら、来年度の方法については考えたいと思います。ただし、他市町村のお話を聞かせていただくと、やはり民間の事業者がこの事業を委託しながら事務局を立ち上げて進めているケース、この場合にはやはり受益者負担ということで、保護者の負担が発生している市町村が多いのかなというのが現段階での私の思いです。ここにつきましては先ほど申し上げたとおり、利根町ならではのという形ができたかなというのを目標にしながら進めていきたいと考えておりますので、町民負担が可能な限りないような形を模索しながら進めてまいる考えであります。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 部活動の地域移行ですが、学校外の活動になるわけで、イメージとしては塾あるいはクラブでスポーツを通じての活動、本当に、できれば保護者負担はゼロになれば一番いいわけですがけれども、塾は当然、保護者負担、受益者負担ということになってるわけで、今年1年をかけて、どんな形が利根町として継続可能なのか、そうすると、県や国の動きもまだはっきりしてないんです。国は何らかの補助というこの間のスポーツ庁の提言書がありましたけれども、どんな形で市町村の手助け、お金という形で下りる、それもはっきりしていない、県もはっきりしていないという中での研究ですので、今年1年かけて、保護者負担あるいは町の補助金、県の補助金、体制を含めて持続可能な形を探っていきたいと考えています。

○議長（新井邦弘君） 次に、6番石山肖子議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子です。今回、10ページから11ページの同じく地域運動部活動推進事業の内容についてお伺いをするつもりでしたが、これまでに3名の議員の方の質疑がございまして、そこで私が聞きたかったことが挙げられておりましたので、今回は省略させていただきます。

○議長（新井邦弘君） 質疑が終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第43号 令和4年度利根町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第5，議案第44号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑通告はありませんので討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから，議案第44号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

原案を可決することについて，お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって，議案第44号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第6，議案第45号 町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

質疑通告議員は2名です。通告順に質疑を行います。

3番片山 啓議員。

○3番（片山 啓君） 議案第45号について質問いたします。この町道は，私が以前この議会で質問させていただいた，立木地区の太陽光発電所内の町道だと認識しております。それで，現在，使えるような状況にはなっていない町道ですけれども，3点ほど御質問いたします。

町道廃止の意義について，また，この廃止することによって，町にとっては何か利益があるのかどうか，それと，地元住民をはじめ町民の皆様への説明の方法はどうするのか，以上3点お伺いします。

○議長（新井邦弘君） 片山 啓議員の質疑に対する答弁を求めます。

中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） それでは，片山議員の御質疑にお答えいたします。

3点の御質問あるんですが，まず一般的な道路の認定，廃止について御説明させていただきます。

まず1点目の町道廃止の意義はということでございますが，一般の交通の用に供されなため，路線の認定を廃止するものでございます。町道の認定，廃止で道路そのものなくなるわけではございません。

2番目の町にとっての利益はということでございますが，路線の認定を廃止する上で，公益上支障がないものを廃止しております。

町民への説明はとの御質問ですが、町道の認定や廃止のほか大きな変更等があった場合は、議会の議決を経て町民の皆様にご覧いただくために公示を行っております。これは、道路法第9条による規定でそのようになっております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） この太陽光発電の敷地内の町道、面積が大変大きくあると思うんですが、それを廃止して、今後、その所有者との間で売買の契約とか、そういうことにならっていくんじゃないかと思いますが、その辺をちょっと詳しく教えてください。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

今回、道路の廃止、認定をする路線でございますが、議員御指摘のとおり、ソーラー発電所とその周辺の道路の認定、廃止を上程したものでございます。ソーラー発電所内の道路につきましては、今後、認定を外した後、周りの町道とかいろいろなものの拡幅用地とか、そのようなものに付け替え等で考えていきたいと思っております。そういうことでございます。そのほかの周辺道路につきましては、狭小な道路で認定を外すのみでございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） この太陽光発電の敷地は、大分以前に採掘した跡地なんです。そんなものですから、当時の行政が採掘するときにきちんと指導しておれば、こういう問題が起きなかったんじゃないかと思うんです。もう昔、何十年も前の話ですから今さら蒸し返されても元に戻るわけでありませんので、その辺はともかくとして、今後はこういうことの起きないような行政をしていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 次に、8番井原正光議員。

○8番（井原正光君） それでは、道路認定及び廃止について何点か伺ってまいります。

現地を確認して、車両の通行ができない、だから廃止するんだというようなことなんですけれども、ただ、これだけでいいのだろうかという疑問があるんだよね。行政としての責任はどうなんだろうということも含めて。それと並行して、この廃止する路線、面積これはどのくらいあるのだろうかということも気になるので、今回、延長等についてはあったんだけど面積が載っていなかったの、改めてお聞きしたいと思っております。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質疑に対する答弁を求めます。

中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） それでは御質疑にお答えいたします。

交通の用に供する必要がないと認めることですが、現地の状況は、土取りがされた後に、道路のほうもソーラー発電所内は寸断されているような状況でございます。ソーラー発電所の中は、一般の通行の行き来ができるような道路ではございません。そのようなことから、道路の認定を外していく、周辺道路については狭小であり一般の往来もないような道路でございますので、幅員の1.5メートルとか2メートル50以下の道路でございますので、認定を廃止していくものでございます。また、先ほど面積という話でしたが、道路でございますので面積、登記簿上の面積というのはないのですが、道路台帳上での算定面積で御説明させていただきますが、今回、認定を廃止する面積は1,400平米ぐらいと考えております。道路の延長については、827メートルぐらいの延長と面積を廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） しつこくて悪いようなんだけど、道路台帳というのは面積までちゃんと入るよね、記載してないきやおかしいよね、それがなかったということのかな。ということは、要するに、今、道路法10条第1項によれば、一般交通の用に供する必要がなくなった場合は廃止してもいいよというような簡単な言葉があるようなんだけど、要は、道路台帳に載っていて、それが一般の供に供されていて行政が管理しなかったら、道路なくなっちゃったんでしょう、原因は。開発業者じゃないよね。開発業者は開発業者で当然買収してやるけれども、そのときに行政として町道を、これは町の財産だからそれを確保しなきゃならないという、そういうことを怠ったためにこういうふうになってしまった。私はこの面積が知りたいのよね。今1,400平米ぐらい、1反4畝ぐらいだけのんだけど、これは道路台帳に載ってなかったんですか、何で載せなかったんだろう。その辺をお聞きしたい。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

先ほど申したのは、道路台帳上の算定面積を集計して、今回、議案では、認定の廃止と再認定する部分がありますので、その辺を差引き計算したのが約1,400平米ですけれども、になるという御説明をしました。

それと、あと道路の構成でございますが、町道の1342号線、これちょっと前の議案のときの資料になってしまうのであれなんですけれども、今回、認定を廃止する道路の中では認定幅員が1.5メートル以下の道路もかなりございますので、認定、廃止の議案を提出した次第でございます。土取り場の中は道路も寸断しております。崖になって通れない道路になっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○8番（井原正光君） 要は、ほったらかしにして分からなくなっちゃったと、現地調査

も今までしなかったからということだね。それから要するに、道路台帳もよく整備していなかった、平面図がなかった、だから面積が出てこない、道路台帳整備してあれば、面積ちゃんと出るわけだ。

最後に聞くんだけど、今後、道路というのは、廃止する道路というのは、交付税の算定の基礎になっていたの、財政課長か誰か、ちょっとお聞きしたい。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 御質疑にお答えいたします。

道路台帳、井原議員は整備していないということなんですけれども、これはあくまでも道路台帳の算定する資料から面積のほうは足し上げて出しておりますから、御理解いただきたいと思います。

それと、あと交付税という話でございますが、1.5メートル以下の狭小な道路は、延長並びに面積とも交付税の算定の基礎数値にはなりませんので、そのような道路を廃止したものでございます。

○議長（新井邦弘君） 質疑は終わりました。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第45号 町道路線の認定及び廃止についてを採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第7、議案第46号 利根町監査委員の選任についてを議題とします。

質疑通告はありませんので討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議案第46号 利根町監査委員の選任についてを採決します。

原案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

[投票ボタンを押す]

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第46号は同意することに決定しました。

ここで、利根町監査委員の選任に同意された飯塚正夫氏から、入場と発言を求められておりますので、これを許します。

〔監査委員飯塚正夫君入場〕

○監査委員（飯塚正夫君） ただいま監査委員の選任の同意をいただきました飯塚でございます。ここに立ちますと、緊張するとともに、皆さんの顔を見ますと感慨深いものがございます。

ここにいらっしゃいます町長をはじめ議員、また職員の方々は皆さん面識のある方ですので、改めて挨拶するまでもないとは思いますが、今回、非常に重要な職務であります監査委員をお受けしましたのは、私のこれまでの民間の経験、役所の経験、50年弱なのですが、それが少しでも町のお役に立てればと思い、受けたような次第でございます。

その監査に対しては、合法的またバリューフォーマナーというような言葉がございますが、経済的、効率的、効果的な予算が執行されているかを見るとともに、最近行政で取り組まれております、マネジメントを兼ねた監査ができればよいかと思っております。その監査に当たりましては、公正、普遍的態度で任に当たる所存でございますので、よろしくお願いいたします。簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。（拍手）

○議長（新井邦弘君） 発言が終わりました。飯塚正夫氏の退場を許します。

〔監査委員飯塚正夫君退場〕

○議長（新井邦弘君） 日程第8、議員提出議案第1号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書提出の件を議題とします。

趣旨説明を求めます。

提出者、2番山崎誠一郎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 山崎誠一郎でございます。議員提出議案第1号について御説明申し上げます。

提出日は本日6月10日、提出者は、私、山崎誠一郎、賛成者は、大越勇一議員、若泉昌寿議員、五十嵐辰雄議員、船川京子議員でございます。

件名は、国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書提出の件で、利根町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提出理由でございますが、国民の祝日、海の日は、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されておりますが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっております。

今回、このたび超党派の、超党派となっておりますが共産党、社民党、れいわ新選組を除く政党の国会議員350余名と海事関係団体等で構成される海事振興連盟から、我が国と海との歴史的、文化的及び経済、社会的な関わり、並びに海の日制定の基になった明治9年に明治天皇が東北地方に巡幸した際、灯台視察船明治丸で航海し、同年7月20日に横浜港に無事入港されたことを記念されたという歴史的経緯を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いをはせる機会とするため、海の日を7月20日に固定化することについて呼びかけがございました。この呼びかけに賛同し、本町議会でも別紙の意見書を提出したいので提案するものでございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

採決システムを起動します。

これから、議員提出議案第1号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書提出の件を採決します。

本案を可決することについて、お手元のボタンにより投票してください。

それでは投票をお願いいたします。

〔投票ボタンを押す〕

○議長（新井邦弘君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議員提出議案第1号は原案どおり可決されました。

○議長（新井邦弘君） 日程第9、常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の所管・所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から所管・所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した所管・所掌事務の調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

各委員長からの申出どおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木喜章町長。

[町長佐々木喜章君登壇]

○町長（佐々木喜章君） 令和4年第2回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

6月2日から本日まで通算9日間にわたり行われました今定例会も、ここに全日程を終了し、閉会を迎えることとなりました。議員の皆様方には、慎重なる御審議をいただきました結果、御提案を申しあげました案件全て原案のとおり可決並びに御承認をいただきましたことに、心より厚く御礼を申し上げます。また、本定例会で行われた一般質問や議案審議の過程において議員の皆様からいただきました御意見などにつきましては、その対応に十分に留意しながら今後の町政運営に当たってまいります。

2020年に国内で新型コロナウイルスが確認されて以降、私たちの生活は大きく変化し、地域経済や学校行事、イベントなどその影響は多方面に及んでおりましたが、ここ最近では、感染状況に落ち着きが見られ、海外からの外国人観光客の受入れ再開や国内における各種行事や活動の再開など、社会全体がコロナ禍以前の状態に向けて動き始めております。

当町においても、観光協会主催のTONE LOTUS FESを来月、利根親水公園にて開催予定であり、納涼花火大会についても開催時間の短縮をするなどし、開催に向けて協議に入っております。町といたしましても、感染拡大防止と社会経済活動を両立させ、地域の活性化を図ってまいりたいと思います。

梅雨の季節を迎え、昼間でも肌寒さを感じることもございますので、議員の皆さんにおかれましては健康に留意され、ますますの御活躍をいただきますよう御祈念申し上げます。今定例会閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。9日間大変御苦労さまでございました。

○議長（新井邦弘君） 発言が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第2回利根町議会定例会を閉会いたします。

次回、令和4年第3回定例会は、9月2日の開会を予定しております。

どうもお疲れさまでございました。

午後零時19分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

利根町議会議長 新井邦弘

署名議員 若泉昌寿

署名議員 船川京子